

確定申告の無料相談(税理士会)

Table with 3 columns: 会場, 日程, 受付時間. 市役所 7階701会議室, 2月16日(月)から2月20日(金)まで, 午前9時半~11時半 午後1時半~3時半

簡易な申告書(譲渡、相続、贈与を除く)の作成指導と相談。筆記用具、計算機等をご持参ください

提出はお早めに!

申告書の受け付けが始まります

所得税は税務署で、市・都民税は市役所で 窓口での受付期間は2月16日(月)~3月15日(月)

所得税

申告と相談は 東村山税務署へ 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811(代)

所得税の確定申告が必要な方 (1) 事業を営んでいる方 不動産所得などがある方...

サラリーマンで還付申告をされる方へ 還付申告は、2月15日以前でも受け付けています。

今年も所得税と市・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受付期間は、2月16日(月)~3月15日(月)です。

所得との合計額が20万円を超える方 給与以外の所得が20万円を超える方...

市・都民税

申告と相談は 市役所課税課 市民税係(市役所2階) (内線2333-2337)

市・都民税の申告が必要な方 (1) 16年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

前年中に収入のなかった方も申告を (2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方...

ます。受付時間はいつでも午前9時~正午と午後1時~午後5時です。 東京駅日本橋口2月2日(月)~13日(金)...

(利用する時のポイント) カラープリンタを使用 印刷する紙はA4普通紙で...

なお、「配偶者控除の特例」「住宅取得資金の贈与の特例」の適用を受ける方は納税額がない場合でも申告が必要となります。

「にせ税理士」にご注意を 納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録を行っていない人はできないことになっていきますので、正規の税理士に依頼しましょう。

所得税と市・都民税 申告の際の注意

申告書をすべて記載でき、申告書を郵送する方で「控え」が必要な場合は、「控え」をボールペンか万年筆で記載の上、切手をはった返信用の封筒を同封してください。

税務署や市役所では、申告書の書き方が分からない方や疑問等がある方に対して「申告書作成会場」を設け、書き方のアドバイスを行っています

次のいずれかに該当する方 給与の年収が2000万円を超える方 給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の

還付申告は「広域還付申告センター」でも 還付申告は次の「広域還付申告センター」でも受け付けています。

次のいずれかに該当する方 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方 給与を2カ所以上から受けている(同居の方の扶養になっている場合は除く)。

申告の必要がない方

(1) 前記の「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

市・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場, 日程, 受付時間. 市役所 2階204・205会議室, 2月16日(月)から3月15日(月)まで, 午前8時半~11時半, 午後1時~5時

土曜・日曜日はお休みです。なお、車での来場はご遠慮ください

市・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、申告する必要がないか、該当する方に郵送しましたが、該当する方へ届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。

お気軽に無料相談. 税理士 3月5日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。市役所2階相談室 担当 市役所2階相談室 担当 市役所2階相談室 担当...